

議 案 第 92 号

松戸市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

市立総合医療センターの内科の診療科目の名称を整備することにより、診療科の専門性及び医療の質の向上につなげるとともに、診療内容をよりわかりやすく標榜するため。

松戸市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

松戸市病院事業の設置等に関する条例（昭和43年松戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表松戸市立総合医療センターの欄中

「内科」を

「内科

糖尿病・代謝・内分泌内科

リウマチ科

アレルギー科

感染症内科」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。